

大田市新庁舎整備基本構想策定支援業務委託

プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 件名

大田市新庁舎整備基本構想策定支援業務

(2) 業務の目的

大田市においては、耐震性、老朽化・狭隘化などを課題としている本庁舎を現所在地周辺またはそれ以外の場所で整備するために基本構想を策定する。

現在、国ではデジタル化を主導する動きがあり、今後自治体のシステムも統一、標準化を進め、業務の効率化と住民サービスの向上を図る行政のデジタル化を進めていくとしている。

市においても、クラウドサービスの利用、テレワーク環境の整備など、デジタル化に取り組んでおり、国や島根県の動きを踏まえて、今後、行政手続きのオンライン化を推進して、本庁舎に来なくても受けられるサービスが増え、本庁舎を取り巻く状況は大きく変化する。

本委託は、本庁舎を取り巻く状況の変化等を踏まえつつ、10年後、20年後などの今後の市民サービスの方向性や様々な危機管理において司令塔として機能する防災拠点となる本庁舎のあり方などを検討の視点・検討する事項とし、現状と課題、本庁舎建替えの必要性、基本理念や基本方針、求められる機能など基本的な考え方を整理し、具体的な課題や条件の整理、事業全体の方針等について、市民等の意見を聴きながら調査・検討する。また、本庁舎の位置や整備規模、概算事業費、事業スケジュールなど整備事業のコンセプトや方向性等をまとめる。その他、基本構想の案文の作成や校正、サウンディング市場型調査の実施準備など、基本構想の策定に関する総合的な支援業務を受託業者から受けることを目的とする。

(3) 業務内容

別添『(資料 1)業務仕様書』参照

(4) 見積限度額

7,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(5) 説明用図書等の配布

市ホームページ上で公表している、大田市役所本庁舎整備に関する過去の取り組みをもって、説明用図書等の配布とする。

2. 選定スケジュール

項目		日時
実施要領等の公表・参加申込受付開始		令和4年8月22日(月)
参加申込受付期限		令和4年9月2日(金)
参加資格審査結果通知		令和4年9月5日(月)
提案書類作成に係る質問	受付	令和4年9月7日(水)～令和4年9月14日(水)
	回答	令和4年9月16日(金)
企画提案書等の提出期限		令和4年9月26日(月)
第一次審査結果通知		令和4年9月30日(金)
第二次審査(プレゼンテーション)		令和4年10月11日(火)
第二次審査結果通知		令和4年10月14日(金)

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

※ プロポーザルを採用する理由

本委託は、建物の耐震性、老朽化・狭隘化などの課題や行政のデジタル化の進展等の今後の状況の変化等を踏まえた、本庁舎の建替えの基本構想の策定に対する支援業務を行うものである。

そのため受託者に対しては、危機管理において司令塔として機能する防災拠点や建物としての本庁舎に対する専門的な技術、その他行政のデジタル化の進展等への対応などの観点からの調査・検討等に的確で実効性のある企画提案と業務遂行能力を求める必要がある。

したがって、本委託の発注にあたっては、単に価格のみの競争ではなく、企画力、実績及び技術力を基に受託者を決定したい。そこで、幅広い事業者からの参加を促すとともに、審査の過程で企画内容や取り組み体制等について確認するため、公募型プロポーザル方式を採用するものである。

4. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、大田市建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる措置要綱(平成17年大田市告示第13号)の規定による指名停止を受けていないこと。
- (3) 大田市における市税等の滞納がないこと。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと
 - (ア) 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者

- (イ)民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者
- (ウ)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者
- (エ)役員等(個人、若しくは法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。)である者
- (オ)暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- (カ)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (キ)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (ク)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の資本関係又は人的関係がないこと(同一入札に参加する複数の者が以下の関係に該当する場合には、無効の入札とする)。
- (ア)資本関係：以下のいずれかに該当する二者の場合
- ただし子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社であると認められる場合は除く
- ・ 親会社と子会社の関係にある場合
 - ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (イ)人的関係：以下のいずれかに該当する二者の場合
- ただし会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社であると認められる場合は除く
- ・ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - ・ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ)その他上記(ア),(イ)と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合
- (6) 中国 5 県内に本・支店等の事業所を有すること。
- (7) 建築士法第 23 条の規定に基づく 1 級建築士事務所の登録を行っていること。
- (8) 建設コンサルタント登録規定に基づく都市計画及び地方計画部門の登録を行っていること。
- (9) 公募の日において、大田市競争入札参加資格者名簿に「建築設計」に登録されている者であること。

- (10) 過去 10 年間(平成 24 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで)において、国又は地方公共団体等の庁舎、警察署又は消防署の整備に係る基本構想・基本計画策定(業務名に関係なく、業務委託仕様書 5 に示す業務内容を含むと認められるもの)又は延べ面積 3,500 m²以上の設計業務を元請で受託した実績があること。また、今回の業務と同種業務又は同等規模、類似規模の設計業務の実績がある場合は必ず記入すること。その場合は実績の証明できる書類(契約書や実際に行った業務の概要書や仕様書の写し)を添付すること。

注 1) 同種業務：国又は地方公共団体等の庁舎、警察署又は消防署の整備に係る基本計画策定(業務名に関係なく、業務委託仕様書 5 に示す業務内容を含むと認められるもの)

注 2) 同等規模：国又は地方公共団体等の庁舎、警察署又は消防署の整備に係る延べ面積 7,000 m²以上の設計業務

注 3) 類似規模：国又は地方公共団体等の庁舎、警察署又は消防署の整備に係る延べ面積 3,500 m²以上の設計業務

5. 情報公開及び情報の提供

大田市情報公開条例の規定に基づく非開示情報を除き公開対象とする。

6. 参加意思確認方法

(1) 参加意思表示方法

プロポーザル参加表明書の提出及び資格審査

参加表明書(様式 1)は以下の要領で提出すること。

- ① 提出部数 1 部
- ② 提出期限 令和 4 年 9 月 2 日(金)午後 5 時まで(必着)
- ③ 提出方法 参加表明書(様式 1)に次の関係書類を添えて持参または郵送により提出すること。

(ア)4.参加資格(10)の実績を有することを証する実績調書

(イ)参加資格確認審査結果通知書(様式 3)送付用の切手(84 円)を貼付した長形 3 号封筒

(ウ)参加資格(3)の資格要件の調査に必要な次に掲げる書類。

- ・ 大田市税等収納状況確認承諾書(法人用)
- ・ 大田市税等収納状況確認承諾書(代表者個人用)
 - ※ 代表者に大田市税等が賦課されている場合。
- ・ 大田市税等が賦課のない申出書(代表者個人用)
 - ※ 代表者に大田市税等が賦課されていない場合。

(2) 提出場所

大田市役所建設部建築営繕課(公共施設適正化推進係)

〒694-8502 大田市大田町大田口 1111 番地

(3) 審査結果の通知参加資格審査の結果は、令和4年9月5日(月)付けで参加資格確認審査結果通知書(様式3)により通知する。なお参加資格を有していると認められた者については、提案書提出依頼通知書(様式4)を送付する。

(4) 参加資格を有しないと認められた者は、その理由について次のとおり書面(様式は任意)により市長に対し説明を求めることができる。

(ア)提出期限通知日の翌日から7日以内

(イ)受付時間午前8時30分から午後5時まで

(ウ)提出場所6.(2)に同じ

(エ)提出方法持参によること

(5) 参加資格を有しないと認められた者から説明を求められたときは、速やかに理由説明書を通ずる。

7. 質問の受付及び回答

本実施要領や仕様書等の内容に不明な点がある場合は、下記提出先にEメールで送信のうえ、電話連絡する。

(1) 質問期間

令和4年9月7日(水)~令和4年9月14日(水)午後5時まで

➔ 提案書提出先(o-kentiku@city.oda.lg.jp)に質問書(様式5)により電子メールで行うこと。なお、電話や直接の訪問による問い合わせには応じない。質問の内容によって本事業者選定に公平性を保てない場合は回答しないことがある。なお、質問受信後、確認のFAXまたは電子メールを送信するので受信確認が届かない場合は連絡すること。

(2) 回答

令和4年9月16日(金)午後5時までに、プロポーザルの参加に必要な書類を交付した事業者全てに対して全ての回答を電子メールにより回答する。併せて、大田市ホームページにも回答を掲載する。

8. 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた事業者は、以下の方法によって企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年9月26日(月)午後5時まで

(2) 提出書類

① 企画提案書(任意様式) 10部(正本1部、副本9部)

※ 会社名の記載は正本のみとし、副本には会社名を記載しないこと。

- ② 見積書（任意様式） 1部
- ③ 参加表明書(様式1)と参加資格を有することを証するもの 1部
- ④ その他必要書類(様式8～11-2) 1部

(3) 提出方法

下記提出先まで持参し、書面にて提出する。

※ 土・日・祝日及び平日の午後5時以降は受付不可

(4) 提出先 6.(2)に同じ

9. 提案書作成上の留意事項

- (1) 提案書はA4用紙で、様式は任意とする。図面等でA3用紙を利用する場合は、提案書に綴じこむこと。
- (2) 表紙は「大田市新庁舎整備基本構想企画提案書」とし、社名(称号または名称)及び代表者名を記載すること。
- (3) 目次を作成すること。
- (4) 提案書は、表紙・目次を除き、30ページ以内に収めること。A3用紙は片面2ページでカウントする。
- (5) 専門用語で一般的に知られていない用語については説明を添えること。
- (6) 日本語で表記すること。
- (7) 通し番号(表紙および目次を除く)を付すこと。
- (8) 左綴じまたは上綴じとし、簡易製本とする。(ファイル等への綴じ込みは不要)

10. 審査方法

大田市職員で組織する大田市新庁舎整備基本構想策定支援業務プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)により審査を行い、受注候補者を選定する

(1) 企画提案書による書類審査

参加資格を有すると判断された事業者について、第一次審査として企画提案書による書類審査を行う。また、第二次審査は第一次審査の得点の高い順に上位3事業者までを対象とし、プレゼンテーションによる審査を行う。

(2) プレゼンテーションによる審査

企画提案内容をより深く理解するため、プレゼンテーションを実施する。

- ① 日 時：令和4年10月11日(火) ※詳細は別途通知
- ② 場 所：大田市役所 4階小講堂
- ③ 選定者：審査委員会
- ④ 時 間：1社あたり45分(プレゼンテーション25分、質疑応答20分)
- ⑤ 留意事項

- ・ 当日の出席者は4名以内とする。

- ・ プレゼンテーションは原則として本委託業務を主に担当して携わる予定の者が行うこと。
- ・ 資料は事前に提出された企画提案書を使用するため、改めて用意する必要はない。また、追加資料の配布は禁止する。
- ・ プレゼンテーションは非公開とする。
- ・ 提案説明および質疑応答については音声を録音する。
- ・ パソコン等を使用する場合には、プロジェクター及びスクリーンは大田市が用意する。パソコン及びその他プレゼンテーションに必要な機器は、事業者が用意し当日持参すること。

(3) 審査項目及び評価基準

審査にあたっては、別添の「審査項目及び評価基準表」を審査要項 2「審査の項目・配点、項目及び配点」と読み替える。

第一次審査点と第二次審査点の合計をもって総合評価点とし、総合評価点の高い事業者を受注候補者とする。なお、得点が同数となった場合には、くじ引きにより、受注候補者を決定する。またくじ引きにあたっては、後日調整のうえ実施する。

(4) 審査結果

第一次審査の結果については、令和 4 年 9 月 30 日(金)に文書にて通知する。また、第二次審査の結果については、令和 4 年 10 月 14 日(金)に文書にて通知する。

11. 契約の締結

(1) 辞退等

辞退その他の理由(地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定するものに該当することとなった場合又は大田市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等)で契約できない場合は、次点の事業者を受注候補者とし契約の交渉を行う。

(2) 契約内容及び金額

最終的な契約内容及び金額については、受注候補者と大田市の間で提案内容等を確認する場を設け、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。

(3) 仕様

契約内容となる仕様については、前記 1(3)の内容をもとに、受注候補者の提案内容や協議内容を盛り込んだ形で作成する。

(4) 提案内容

提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

12. 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提出された見積金額が大田市の見積限度額を超えている場合
- (6) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- (7) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (8) その他、審査委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

13. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、そのものに対し指名停止措置を行う場合がある。
- (7) 本プロポーザル実施要領及びその他の書式等に変更がある場合には大田市ホームページで告知する。
- (8) 提出書類作成のため大田市より受領した資料は、大田市の許可なく公表、使用できない。

14. 問い合わせ先

〒694-8502 島根県大田市大田町大田口 1111

大田市建設部建築営繕課(公共施設適正化推進係)

電話：0854-83-8010(直通)

FAX：0854-82-1722

E-mail：o-kentiku@city.oda.lg.jp